

## 「滋賀県建築基準条例」の一部改正について

### 1 改正の経緯

建築基準法および建築基準法施行令の一部改正（令和2年4月1日施行）により、小規模建築物等に係る規制が緩和されたことから、滋賀県建築基準条例の関連部分を改正するもの。

### 2 改正の概要

#### (1) 条例第11条（共同住宅の出入口）について・・・【規制の一部緩和：別図(1)】

〈改正前〉 共同住宅の主要な屋外出入口は、道路等に通じる幅員2.0m以上の敷地内通路に面することが必要である。

〈改正後〉 小規模な共同住宅（階数3以下で延べ面積が200㎡未満）の場合は、当該通路の規制を適用しない。

（理由） 国において、歩行実験等から得られた知見により、不特定多数が利用する建築物（共同住宅を含む。）であつても小規模なものについては、建築基準法施行令で敷地内通路の幅は90cm以上あればよいとされたため。

#### (2) 条例第30条（防火区画）について・・・【規制の廃止：別図(2)】

〈改正前〉 床面積50㎡超の自動車車庫等については、自動車を収容する部分とその他の部分を準耐火構造の床等により防火区画することが必要である。

〈改正後〉 条例による制限を廃止する。

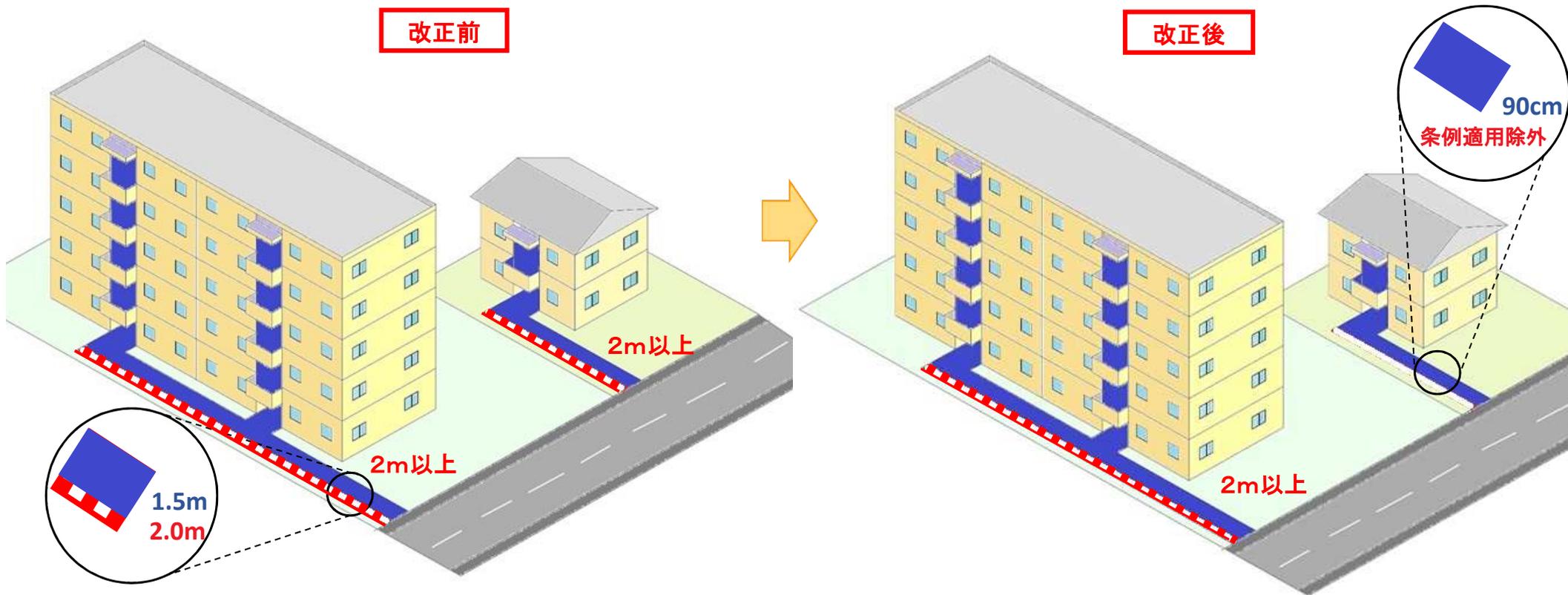
（理由） 国において、消防力の向上や近年の技術的な知見の蓄積により、建築基準法施行令で床面積150㎡未満の自動車車庫等については、防火区画の設置は必要ないとされたため。

#### (3) その他

- ・押印を求める手続きの見直し等の省令施行に伴う条ずれの対応（第36条の6関係）
- ・第30条廃止に伴う適用除外規定および罰則規定の削除（第36条の3関係、第37条関係）

### 3 その他

- ・大津市の区域においては、大津市建築基準条例が適用されている。
- ・大津市建築基準条例における同等部分は、大津市において県同様に改正される予定。



**建築基準法施行令**  
 不特定多数が利用する建築物等は、道路等にずる幅員1.5m以上(着色部分)の通路を設けなければならない。

**滋賀県建築基準条例**  
 共同住宅の用途に供する建築物の主要な屋外出入口は、道路等に通ずる幅員2メートル以上(破線部分)の敷地内の通路に面しなければならない。

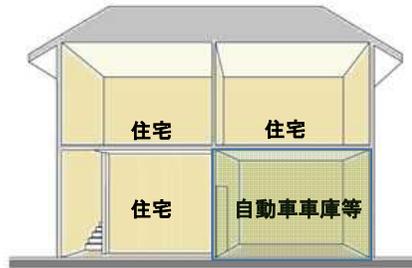
**建築基準法施行令**  
 不特定多数が利用する建築物等であっても、階数が3以下で延べ面積200㎡未満のものは、道路等に通ずる幅員90cm以上の通路を設ければよい。

**滋賀県建築基準条例**  
 共同住宅の用途に供する建築物(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。)の主要な屋外出入口は、道路等に通ずる幅員2メートル以上の敷地内の通路に面しなければならない。

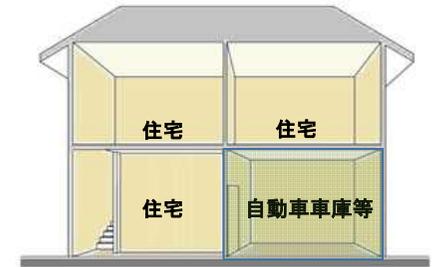
床面積 ≤ 50m<sup>2</sup>

建築基準法施行令

防火区画不要



変更なし



50m<sup>2</sup> < 床面積 < 150m<sup>2</sup>

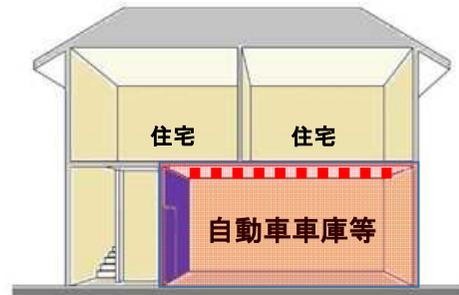
建築基準法施行令

50m<sup>2</sup>超の自動車車庫等は、他の部分と準耐火構造の壁(着色部分)で区画しなければならない。

滋賀県建築基準条例

50m<sup>2</sup>超の自動車車庫等は、他の部分と準耐火構造の床等(破線部分)で区画しなければならない。

改正前



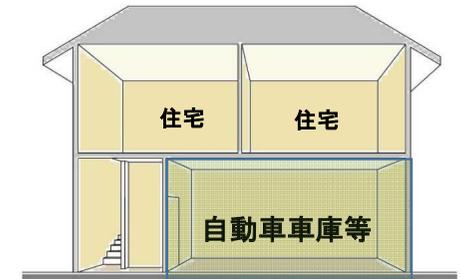
建築基準法施行令

防火区画の廃止

滋賀県建築基準条例

防火区画の廃止

改正後

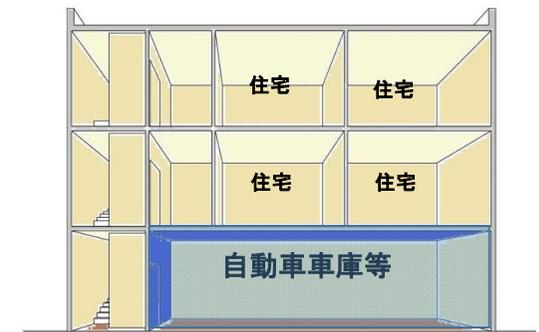
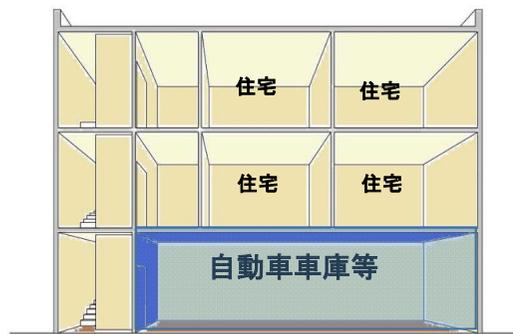


150m<sup>2</sup> ≤ 床面積

建築基準法施行令

150m<sup>2</sup>以上の自動車車庫等は、他の部分と準耐火構造の床壁で区画しなければならない。

変更なし



## 滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）および建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）の一部改正により小規模建築物および車庫等の用途に供する建築物に係る規制が緩和されたことに伴い、滋賀県建築基準条例（昭和 47 年滋賀県条例第 26 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 共同住宅の用途に供する建築物の主要な屋外出入口について、階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満のものに限り、道路等または道路等に通ずる幅員 2 メートル以上の敷地内通路に面することを要しないこととします。（第 11 条関係）
- (2) 車庫等の用途に供する建築物で、自動車を収容する部分とその他の部分とが存するものにおいて、これらの部分を区画する床、天井または界壁を準耐火構造等とすることを要しないこととします。（第 30 条関係）
- (3) その他
  - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について定めることとします。
  - ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県建築基準条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第10条まで 省略 (共同住宅の出入口)</p> <p>第11条 共同住宅の用途に供する建築物の主要な屋外出入口は、道路等または道路等に通ずる幅員2メートル以上の敷地内の通路に面しなければならない。</p> <p>第12条から第29条まで 省略 <u>(防火区画)</u></p> <p><u>第30条 車庫等の用途に供する建築物で、自動車を収容する部分とその他の部分とが存するものにあつては、これらの部分を区画する床、天井または界壁(界壁にあつては、自動車を収容する部分に面する部分に限る。)を準耐火構造とし、かつ、当該界壁の開口部には法第2条第9号の2口に規定する防火設備を設けなければならない。</u></p> <p>第31条から第36条の2まで 省略 (既存建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第36条の3 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>法第3条第2項の規定により第30条の規定の適用を受けない建築物に係るこの条例の施行後の増築、移転、大規模の修繕または大規模の</u></p>	<p>第1条から第10条まで 省略 (共同住宅の出入口)</p> <p>第11条 共同住宅の用途に供する建築物<u>(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。)</u>の主要な屋外出入口は、道路等または道路等に通ずる幅員2メートル以上の敷地内の通路に面しなければならない。</p> <p>第12条から第29条まで 省略</p> <p><u>第30条 削除</u></p> <p>第31条から第36条の2まで 省略 (既存建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第36条の3 省略</p> <p>2 省略 (削除)</p>

模様替えについては、同条の規定は、適用しない。

第36条の4および第36条の5 省略

(書類の写しの交付)

第36条の6 何人も、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)

第11条の4第1項各号に掲げる書類のうち特定行政庁が定めるものの写しの交付を請求することができる。

(罰則)

第37条 第2条から第5条の2まで、第7条から第7条の5まで、第8条から第11条まで、第17条、第19条から第25条まで、第28条から第33条までまたは第35条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物または建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、または設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物または建築設備の工事施工者)は、20万円以下の罰金に処する。

2および3 省略

付則 省略

第36条の4および第36条の5 省略

(書類の写しの交付)

第36条の6 何人も、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)

第11条の3第1項各号に掲げる書類のうち特定行政庁が定めるものの写しの交付を請求することができる。

(罰則)

第37条 第2条から第5条の2まで、第7条から第7条の5まで、第8条から第11条まで、第17条、第19条から第25条まで、第28条、第29条、第31条から第33条までまたは第35条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物または建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、または設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物または建築設備の工事施工者)は、20万円以下の罰金に処する

2および3 省略

付則 省略